

# 学校いじめ防止基本方針

東広島市立松賀中学校

令和8年4月1日

## 1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校はもとより、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、松賀中学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「学校いじめ防止基本方針」を定め、市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係\*1にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響\*2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級・ホームルームや部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）なの、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

\*2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### (1) いじめの未然防止

生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。また、生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

#### (2) 生徒の主体的な活動の支援

授業はもとより、学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、生徒がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え、議論する活動や、自他の生命の尊厳、尊さを深く考え、かけがえのない存在であることを自覚できる活動等の実施、また、絆を紡ぎ、互いの個性を認め、相手への尊敬と幸せを願う人間関係づくりに取り組むことなどの、生徒の主体的な活動を指導・支援する。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見には、生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもの違い・変化」に気付くことなど、日々、生徒と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

#### (4) いじめ見逃しゼロ

生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化なの、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、生徒が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

#### (5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することや、学校の設置者等に報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象生徒を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

#### (6) 学校、家庭及び地域の連携

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめ事案について協議する機会を設けたり、いじめ事案について学

校、家庭及び地域が連携したりする取組を推進する。また、子供たちは地域社会の中で生活していることから、地域住民が子供たち一人一人をしっかりと見守り、子供たちの様子で気になることがあれば、すぐに連絡できるような学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

#### (7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携することが大切である。また、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

### 4 いじめの防止等に関する取組

取組に当たっては、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「いじめ防止委員会」を中心とした取組を体系的・計画的に進める。

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の活用

- ア 保護者や地域住民などに学校のホームページなどで公開する。
- イ 学校評議員、学校関係者評価委員、民生委員、人権擁護委員等の意見を取り入れ、基本方針の修正や取組に生かす。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を作成し、実効性のあるものとする。
- エ 策定した本基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

#### (2) いじめの防止委員会の設置

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うため「いじめ防止委員会」を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会設置要項」は、別途定める。
- ウ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

#### (3) 生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

##### ア 共感的人間関係の育成

多様性に配慮した「学校、学級・ホームルームづくり」

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会をつくる。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係を構築する。

##### イ 自己存在感の感受

対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級・ホームルームづくり」

学校生活において、授業以外にも、部活動や文化祭・体育大会等の行事の運営など様々な観点から、生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、生徒が対等で自由な人間関係を構築できるようにする。また、生徒が、自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっている

ると感じることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにする。

#### ウ 自己決定の場の提供

自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む

自分への信頼は、主体的に活動に参加することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれる。例えば、異年齢交流や学級・ホームルームの係活動、生徒会活動等において、「何ができるのか」について、生徒自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、生徒の自己有用感を育む。

#### エ 安全・安心な風土の醸成

「困った、助けてほしい」と言える環境づくり

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり、相談したりすることができる雰囲気があるかどうかは、生徒の学校での安全・安心を確保する上で非常に重要である。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要である。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒に何か困ったことや悩みが生じた時の「相談してみようかな」というSOSを出しやすい教育的環境を醸成する。

#### (4) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会活動を通して自主的、実践的な態度を育成する中で、「いじめ」についても課題意識を持たせ、生徒が自らの問題として、その解消に努める活動を行えるように指導・支援する。

#### (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

#### (6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

#### (7) 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、直ちに学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者の指導・支援の下でプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

## 5 「いじめ防止委員会」の機能化

#### (7) 生徒との信頼関係の構築

教育活動全体で生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。

(イ) 発見する・気付く

a 日常的な観察や見守り等から「いつもとの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に伝える。

b 「日常的な観察や見守り」

授業中・給食（昼食）時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の変化、アンケート、生活記録ノートの記載など、生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にす。

(ウ) つなぐ

a 早期対応につなげるために、窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）は、報告・相談を受けた情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐ。

b 管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会」を開催する。

(エ) 向き合う

a いじめが疑われる情報や、生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、「いじめ防止委員会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに対処方針を明確化する。

b 「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止委員会」に報告・相談する。

c 「いじめ防止委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

d 「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにする。

e 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

(オ) 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

## 6 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに学校の設置者に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

### 松賀中学校としての重大事案発生時の取組

ア 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校内に置き、調査する。

ウ 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、市教育委員

会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

## 7 学校における平時からの備え

### ア 生徒指導体制の確立

年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立する。

### イ 学校の設置者等との連携

松賀中学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から市教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

### ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておく。また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残すこと。例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。

### エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」「いじめ防止委員会の機能化」「いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。

## 8 インターネットによるいじめについて

SNS等を用いたインターネットによるいじめについては、学校として組織的に対処し、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを訴えやすい体制を整え、学校における情報モラル教育を推進する。

## 9 見直し

本基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

## 10 施行

令和2年4月1日

令和8年4月1日 一部改訂